二　第十九条第一号に掲げる用途（通所のみにより利用されるものに限る。）　当該用途の建築物の居室のうちこれらに通う者に対する日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的のために使用されるもの
三　第十九条第二号に掲げる用途　教室
四　第十九条第三号に掲げる用途　病室その他これに類する居室
（特定建築行為着手の制限の例外となる工事）
第二十三条　法第七十条第三項（法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。
（雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助）
第二十四条　法第七十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同条に規定する雨水貯留浸透施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

第二条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。
第九条第十六号中「第八条」を「第十条」に改める。
（下水道法施行令の一部改正）
第三条　下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。
第四条の二第一号ハ中「又は第五号に掲げる」を「、第五号又は第六号のいずれかに該当する」に改める。
第五条の二中「政令で定める」の下に「事業計画の」を加え、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
六　計画降雨の設定又は変更
第五条の三、第五条の七、第五条の十二第一項及び第六条第一項中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。
第八条の二第一項、第九条第一項、第九条の二、第九条の五第一項、第九条の六から第九条の八までの規定及び第九条の十中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。
第十条中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。
第十条の二中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。
第十二条第一項中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。
第十三条及び第十三条の二中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。
第十四条から第十五条の三までの規定中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。
第十七条の十二を第十七条の十三とする。
第十七条の十一中「第二十五条の十七第四号」を「第二十五条の二十九第四号」に改め、同条を第十七条の十二とする。
第十七条の十中「第二十五条の十七第三号」を「第二十五条の二十九第三号」に改め、同条を第十七条の十一とする。
第十七条の九中「第二十五条の十一第七項」を「第二十五条の二十三第七項」に改め、「定める」の下に「事業計画の」を加え、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
八　計画降雨の設定又は変更
第十七条の九を第十七条の十とする。
第十七条の八中「第二十五条の十一第七項」を「第二十五条の二十三第七項」に改め、同条を第十七条の九とする。
第十七条の七中「第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十三第二項」に改め、同条第二号中「第十七条の九第一号から第三号まで及び」を「第十七条の十第一号から第三号まで、」に、「に掲げる」を「又は第八号のいずれかに該当する」に改め、同条を第十七条の八とする。
第十七条の六中「第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十三第二項」に改め、同条第一号中「第十七条の九第七号」を「第十七条の十第七号」に改め、同条を第十七条の七とする。
第十七条の五の次に次の一条を加える。
（雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の補助）
第十七条の六　法第二十五条の十五の規定による国の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とする。
2　法第二十五条の十五の規定による地方公共団体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に、前項に規定する国の補助金の額、その地方の浸水被害の発生の状況その他の事情を勘案して地方公共団体の定める割合を乗じて得た額とする。

第十八条に次の一号を加える。
三　排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門（ひ）又は樋管（ひ）があるときは、当該樋門（ひ）又は樋管（ひ）の点検は、一年に一回以上行うこと。
（河川法施行令の一部改正）
第四条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。
第十条第一号中「高潮等による」を「高潮その他の天然現象（以下この号において「洪水等」という。）による」に、「洪水、津波、高潮等及び」を「洪水等及び」に改め、「並びに」の下に「流域及び」を加え、「気象」を「現在及び将来の気象の状況、土地利用の現状及び将来の見通し」に、「開発の状況等」を「その他の事情」に改め、同条第二号中「維持等」を「維持その他の事情」に改め、同条第三号中「確保等」を「確保その他の事情」に改める。
第五十六条中「第五十一条の三」の下に「、第五十八条の十第二項」を加える。
（宅地建物取引業法施行令の一部改正）
第五条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。
第二条の五第十八号の二中「第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項」を「第三十条、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第五十七条第一項、第六十二条第一項、第六十六条及び第七十一条第一項」に改める。
第三条第一項第十九号の二中「第九条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十五条第一項及び第三十一条」を「第二十四条、第三十条、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十六条第一項、第五十二条、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第六十二条第一項、第六十六条及び第七十一条第一項」に改める。
（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）
第六条　次に掲げる政令の規定中「第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項」を「第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項」に改め、「含む。）」の下に「、第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。
一　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第二十号
二　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第十六号
三　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）第九条第一項第十一号
四　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第十九号
五　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十六条第一項第三十七号
六　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四十条第一項第十八号
七　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第二十六号